

5. 地域密着型サービス事業者の指定について



加賀市健康福祉部長寿課

令和元年 6 月 20 日

地域密着型サービス事業所の 指定について

- ・ 地域密着型サービス事業所の指定は市が行う。
（指定期間は6年間）
- ・ 地域密着型サービス事業者の指定等については、
高齢者分科会への報告を経て行う。

指定更新申請書の提出

（受付期間H31.4～R1.6）

項目	内容	
申請者	医療法人社団 長久会	社会福祉法人 鶴寿会
事業所名	小規模多機能ホーム きょうまち	小規模特別養護老人ホーム つかたに
サービス種類	小規模多機能型居宅介護	地域密着型介護老人福祉施設
定員数	25名	15名
指定更新日	令和元年10月1日	令和元年10月1日
事業内容の 主な変更点	なし	なし